

住民税非課税世帯などへの 臨時特別給付金

— 1世帯あたり10万円 —



家計急変世帯とは？

新型コロナの影響により収入が減少した任意の1カ月(令和3年1月以降)の収入から年間収入を推計して、基準額以下になる世帯を「家計急変世帯」と呼びます。

*収入は、給与、事業、不動産、年金収入を合わせたものです。



任意の1カ月(令和3年1月以降)の収入 × 12カ月 = 年間収入

扶養人数	年間収入額	年間所得額
0人	93.0万円	38.0万円
1人	137.8万円	82.8万円
2人	168.0万円	110.8万円
3人	209.7万円	138.8万円
4人	249.7万円	166.8万円

*障がい者、寡婦、ひとり親世帯で、扶養人数が2人以下の場合は、年間収入額204.3万円、年間所得額135.0万円が基準額です。

住民税非課税世帯や新型コロナの影響を受けて家計が急変した世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付します。

1 対象者
令和3年12月10日現在、住民基本台帳に登録があり、次のいずれかに該当する世帯
①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯(市民税非課税世帯)
②新型コロナの影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様

2 給付額
1世帯あたり**10万円**

の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)
*住民税が課税されている親族などに扶養される方のみで構成される世帯は除く。

〈例〉
▼親(課税)に扶養されている学生(非課税)の単身世帯
▼子(課税)に扶養されている親(非課税)の世帯
など

3 手続き
①**市民税非課税世帯**
対象世帯に送付する確認書を**確認し(郵送)**

〈確認事項〉
(1)振込口座に誤りがないか
(2)住民税が課税されている親族などに扶養される方のみで構成される世帯でないか

*確認書が届いても、(2)に該当する場合は給付の対象外
*令和3年度分の市民税が未申告の場合や、令和3年1月2日以降に高山市に転入した場合は、次の②と同じ方法で申請をしてください。
*窓口の混雑を避けるため、原則、郵便により手続きしてください。

②**家計急変世帯**
(1)福祉課にTEL
(2)申請書に必要書類を添えて福祉課(本庁1階、各支所 地域振興課窓口)

***確認書の発送や申請書の受け付けについては現在準備中です。2月上旬を目途にご案内する予定です。**

問合せ 福祉課 ☎35-3139
DV被害により避難している場合は、早めにご相談ください。
問合せ 子育て支援課 ☎35-3179

ほかほか燃料費助成事業

臨時特別給付金のほかにも、住民税非課税世帯や家計急変世帯などへの支援として灯油の購入費を助成しています。対象世帯(生活保護、準要保護、市民税非課税、家計急変)に1世帯あたり1万円分の助成券を交付します。ぜひご利用ください。

*12月下旬に対象と思われる世帯には案内を送付しています。

助成額 1世帯あたり1万円(1,000円券10枚セット)

申請・使用期限 3月31日(木)

